

速報第3272号 R3.2.25発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	3年1定 先議質問 2月25日	質 問 者	菊地 葉子 議員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>五 GIGAスクール構想事業費について 本補正予算案では、低所得世帯の生徒が使用する学習用パソコン及びモバイルルーターを整備するなどの予算が計上されています。</p> <p>(一) 端末の整備について 道教委では、道立学校のうち特別支援学校の児童生徒には、1人1台端末の整備を行っています。道立高校の生徒を対象とした整備は行わないのはなぜか、その根拠を伺います。</p> <p>(再質問) すでに12県では、設置者負担により整備を行っています。同様の仕組みを本道では行わないのか、伺います。</p> <p>(二) 公費・私費負担区分との整合性について 道教委が平成25年に出した「道立学校の教育活動に係る公費・私費負担区分基準」では、パソコン本体は公費負担区分に入っています。道教委が定めた基準との整合性をどのように考えているのか、伺います。</p> <p>(指摘) 公費・私費区分基準を道教委として決定しているにもかかわらず、そのガイドラインを後から、実態に合わせて変えるというのは、道教委の側に都合の良い話であり、現行基準をこそ遵守すべきであると指摘します。</p>	<p>(教育長) GIGAスクール構想事業費に関しまして、はじめに端末整備についてであります。この度の国のGIGAスクール構想では、小・中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部といった義務教育段階での児童生徒を対象として、1人1台端末を実現するための財政措置がなされたところであります。</p> <p>一方、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒につきましては、国による財政措置の対象とされていないところであります。</p> <p>道教委では、これまでも国に対し、全国都道府県教育委員会連合会と連携をし、高等学校等につきましても小・中学校と同様に1人1台端末の環境整備を国庫補助の対象とするよう要望してきたところでありますが、現時点で、高等学校等を対象とする方向性は示されていないところであります。</p> <p>(教育長) 端末の整備についてであります。国の調査によりますと、高校における1人1台端末に関し、全生徒数分を設置者が負担し整備する団体は12県となっております。</p> <p>道教委といたしましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校における1人1台端末は国庫補助の対象とされておりますが、高校は制度の対象外であること</li> <li>・ 高校教育では、教科書や電子辞書等の教材の経費は、これまでも私費負担としていること</li> </ul> <p>などから、 経済的な事情により端末の所有が困難な生徒への配慮を講じた上で、生徒が、個人所有の端末を学校に持ち込む方法により1人1台端末を進めてまいっている考えであります。</p> <p>(教育長) 端末購入の負担区分についてであります。道教委が平成25年3月に策定いたしました「道立学校の教育活動に係る公費・私費負担区分基準」では、道立学校に整備する学習用端末は、パソコン教室や視聴覚教室等に設置し、生徒が常時専有するものでないことから、公費で設置すべきものとして扱ってきたところであります。</p> <p>こうした中、高校教育では、個人が使用する教材の経費は私費負担であること、また、本年1月の中教審答申では、『「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方』といたしまして、「端末の家庭への持ち帰りを可能とすることが望まれる」と示されており、学校内での学習用として整備してきたパソコンとは異なり、生徒個人が専有する状況となりますことから、公費負担にはなじまないと考えております。</p>	<p>高校教育課</p> <p>教育環境支援課</p> <p>高校教育課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(三) 貸与の対象世帯について  今回の補正では、生活保護・非課税世帯のみが貸与の対象となります。対象基準を限定する理由はなにか、伺います。本来、国が推し進めてきた教育施策であり、国・道教委が責任をもって負担を行い、全生徒に貸与することは当然です。対象拡大を決断すべきと考えますが、いかがか。</p>	<p>(教育長)  端末貸与の対象についてであります。この度の国の補正予算では、高等学校における端末整備の支援に関し、「子供の学びの保障と機会均等の観点から、低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的として設置者が行う端末整備に対して補助を行う」とされております。こうした国の財政措置を踏まえ、高校生等奨学給付金の給付対象者となる生徒に貸与するため予算措置を講じたものであります。  今回、貸与措置の対象とならない生徒について、道教委では、  ・ 高校教育では、教科書や電子辞書等の教材の経費は、これまでも私費負担としていること  ・ 国の財政支援が低所得者世帯に限定されていることなどを踏まえるとともに、他都府県の整備方法等も参考とし、経済的な事情により端末の所有が困難な生徒への配慮を講じた上で、生徒が、個人所有の端末を学校に持ち込む方法によって1人1台端末を進めることとしたところであります。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>(再質問)  道教委として、非課税世帯以外への支援を考えていないというのは、あまりにも無責任ではありませんか。生徒・保護者世帯への収入格差を可視化し、分断を生み出す、仕組みづくりは許されません。格差是正の取り組みをどう考えているのか、伺います。  また、国に対してさらなる支援要請を行い、非課税世帯以外にも、道教委として独自の助成を実施すべきと考えますが、いかがか。</p>	<p>端末貸与の対象についてであります。この度の制度の検討にあたりましては、国の財政措置を踏まえ、高校生等奨学給付金の給付対象者となる生徒に貸与できるよう予算措置を講じたところであります。  各学校におきましては、こうした生徒以外にも端末の所有が困難というケースが考えられますことから、子どもの学びの保障と教育の機会均等の観点により、学校や地域の実情を踏まえて対応できるよう、各学校と調整してまいります。  また、高校を対象とした1人1台端末につきましては、毎年度の国への要請の中で、国庫負担による財政措置を講じるよう要望してきており、今後も引き続き、全国都道府県教育委員会連合会とも連携しながら要請を行ってまいります。</p>	<p>高校教育課</p>